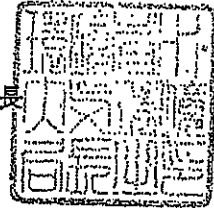


環水大土発第 1412041 号

平成 26 年 12 月 5 日

都道府県知事 殿  
土壌汚染対策法政令市長 殿

環境省 水・大気環境局長



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による土壌汚染対策法の一部改正等について

平成 26 年 6 月 4 日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 51 号。以下「第 4 次一括法」という。）により、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「土対法」という。）の一部が改正された。

これに伴い、同年 7 月 30 日に土壌汚染対策法施行令（平成 14 年政令第 336 号。以下「施行令」という。）について、所要の改正を行う政令が公布された。また、同年 10 月 10 日に土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成 14 年環境省令第 23 号。以下「指定省令」という。）及び土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「施行規則」という。）についても、所要の改正を行う省令が公布された。

施行令、指定省令及び施行規則の改正は、第 4 次一括法による土対法改正にあわせて、いずれも平成 27 年 4 月 1 日に施行される。

については、下記の事項に留意の上、法令の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いするとともに、貴管下市町村にも必要に応じ周知願いたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 第 1 改正内容

### 1. 土対法の一部改正

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成 25 年 12 月閣議決定）において、土対法第 3 条第 1 項に基づき環境大臣が指定する指定調査機関に係る事務

の一部を国から都道府県に移譲することとなったため、第4次一括法により土対法の一部が改正された。本改正により、一の都道府県の区域内のみで土壤汚染状況調査等を行う指定調査機関に係る以下の事務を都道府県知事が行うこととなる。

- ① 指定調査機関の指定（土対法第3条第1項）
- ② 指定調査機関の指定の更新（土対法第32条第1項）
- ③ 指定調査機関の名称等の変更、業務規程、業務規程変更又は業務廃止の届出受理（土対法第35条、第37条第1項又は第40条）
- ④ 指定調査機関に対する業務執行命令、業務改善命令又は適合命令（土対法第36条第3項又は第39条）
- ⑤ 指定調査機関の指定の取消し（土対法第42条）
- ⑥ 指定調査機関の指定等の公示（土対法第43条）
- ⑦ 指定調査機関に対する報告徴収及び立入検査（土対法第54条第5項）

なお、二以上の都道府県の区域において土壤汚染状況調査等を行う指定調査機関に係る事務は、引き続き環境大臣が行う。

## 2. 施行令の一部改正

施行令の一部改正は土対法の改正に伴う所要の規定の整備を行ったものである。

改正された条項のうち、施行令第8条に関しては、土対法に規定する都道府県知事の権限に属する事務は例外なく指定都市の長等が行うこととされていたが今回の土対法改正により都道府県知事の権限に属する事務に「一の都道府県の区域内」において土壤汚染状況調査等を行う指定調査機関に係る事務が追加されたため、当該事務を指定都市の長等が行う事務には含めないこととしたものである。

## 3. 指定省令及び施行規則の一部改正

指定省令及び施行規則の一部改正についても、土対法の改正に伴う所要の規定の整備を行ったものであるが、特に留意されたい点は、以下のとおり。

### (1) 指定調査機関が土壤汚染状況調査等を実施する区域を変更する際の手続き

指定を受けた都道府県とは異なる一の都道府県の区域内のみで新たに土壤汚染状況調査等を行おうとする場合、当該指定調査機関は、指定を受けた都道府県の知事に業務廃止（土対法第40条）を届け出たうえで、新たに土壤汚染状況調査等を行おうとする一の都道府県の知事に指定を申請（土対法第29条）する必要がある。

また、一の都道府県の区域内のみで土壤汚染状況調査等を行っている者が、新たに二以上の都道府県において土壤汚染状況調査等を行おうとする場合、当該調査機関は、

指定を受けた都道府県の知事に業務廃止（土対法第 40 条）を届け出たうえで、環境大臣に指定を申請（土対法第 29 条）する必要がある。

上記のいずれの場合も、土対法第 35 条に基づく届出の変更には該当しないので、留意されたい。

## （2）指定調査機関の指定及び指定の更新に関する手数料

指定省令第 22 条第 1 項第 1 号及び第 2 号については、指定調査機関の指定及び指定の更新に際して、国へ納付する手数料について規定しているため、環境大臣に係る指定及び指定の更新に限って適用することとしたものである。

なお、都道府県知事による指定調査機関の指定及び指定の更新に関する手数料については、各都道府県の判断により、地方自治法第 227 条及び第 228 条の規定に基づき条例で定めることができる。

## 第 2 既発通知の改正

今般の土対法等の改正に伴い、「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」（平成 22 年 3 月 5 日付け環水大土発第 100305002 号（平成 23 年 7 月 8 日付け環水大土発第 110706001 号一部改正））の一部を別添のとおり改める。

	改正後	現行
<p>第6 指定調査機関 1. 指定調査機関に 対する指導監督の充 実強化</p>	<p>環境大臣が指定した指定調査機関に対しては環境省において必要な監督を行うこととす るため、都道府県におかれは、指定調査機関について、正当な理由 なく調査を行わない、調査を行う技術的能力を有していない、あ るいは不適切な方法により調査を行っている等の不適正な事例 を発見した場合には、環境省まで連絡をいただきたい。適切に対 応の上、その結果を連絡することとする。また、平成27年4月 1日から一の都道府県の区域において土壌汚染状況調査等を行 おうとする指定調査機関の事務については、当該都道府県知事が 行うこととなることから、これらの指定調査機関が正当な理由な く調査を行わない、調査を行う技術的能力を有していない、ある いは不適切な方法により調査を行っている等の不適正な事例が 判明した場合には、当該都道府県において適切に対応いただきたい い。</p>	<p>指定調査機関に対しては環境省において必要な監督を行うことと しているが、監督を実効あるものとするため、都道府県におかれ ては、指定調査機関について、正当な理由なく調査を行わない、 調査を行う技術的能力を有していない、あるいは不適切な方法に より調査を行っている等の不適正な事例を発見した場合には、環 境省まで連絡をいただきたい。適切に対応の上、その結果を連絡 することとする。</p>
<p>第8 雑則 3. その他 (8) 政令で定める 市長による事務の 処理</p>	<p>法の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、旧法 同様、政令で定める市については、市長が行うこととする（法第 64条）。 市長が事務を行う市は、令第8条に定めるとおりであり、水質 汚濁防止法に基づく事務の一部を行う市と同一のものとなつて いる。なお、市長が行う事務は、法の規定により都道府県知事の 権限に属する事務のうち、指定調査機関に係る事務を除いた全部 である。</p>	<p>法の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、旧法 同様、政令で定める市については、市長が行うこととする（法第 64条）。 市長が事務を行う市は、令第8条に定めるとおりであり、水質 汚濁防止法に基づく事務の一部を行う市と同一のものとなつてい る。なお、市長が行う事務は、法の規定により都道府県知事の権 限の全部である。</p>